

もしも…の時、連絡手段を確保していますか？(三条市高齢者生活支援事業)

緊急通報装置を貸し出します






利用には固定電話が必要となります。
※一部利用できない回線あり

1 対象者 75歳以上のみの世帯で、固定電話をお持ちの方

*75歳未満で「持病」や「障がい」を理由に装置が必要な方は御相談ください。

*電話をお持ちでない場合は、電話を貸し出すサービスもあります。(対象者要件及び設置・撤去費用の自己負担あり)

2 サービス内容等

主なサービス内容	用具	用具の説明
<p>●緊急通報サービス 急なけがや病気などの緊急時に、本体の緊急ボタンを押すと、看護師や保健師が詰めるコールセンターにつながります。状況に応じ、消防署への通報や緊急連絡先への連絡を行います。</p> <p>●健康相談サービス 本体の相談ボタンを押すと、コールセンターにフリーダイヤルでつながります。生活や健康などについて気軽に相談できます。</p>	<p>緊急通報装置 本体(1台)</p> 	<p>緊急時に使用しやすい場所（居間など）に取り付けます。</p>
<p>●緊急通報サービス 風呂場や庭などでも緊急ボタンを押すことでコールセンターに通報が届きます。</p> 	<p>ペンダント型 装置(1台・防水、電波到達距離見通100m)</p>	<p>持ち運びができ、風呂や庭先などで使用できます。</p>
<p>●火災通報サービス 火災警報器が火災（煙）を感知すると、音でお知らせし自動的にコールセンターにつながります。状況に応じて消防車の手配を行います。</p>	<p>火災警報器 (1台)</p> 	<p>寝室等に取り付けます。</p>
<p>●安心見守りサービス センサーが利用者の動きを一定時間感知しない場合にコールセンターへ信号を送り安否確認を行います。</p>	<p>安否センサー (3～4台)</p> 	<p>おおむね4～9時と15～20時に動きが感知されない時に通報されます。</p>

その他のサービス ●お元気コール 定期的に(月1回)コールセンターから利用者宅に電話し体調などを伺います。

【問合せ先】 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係
0256-34-5476 koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp

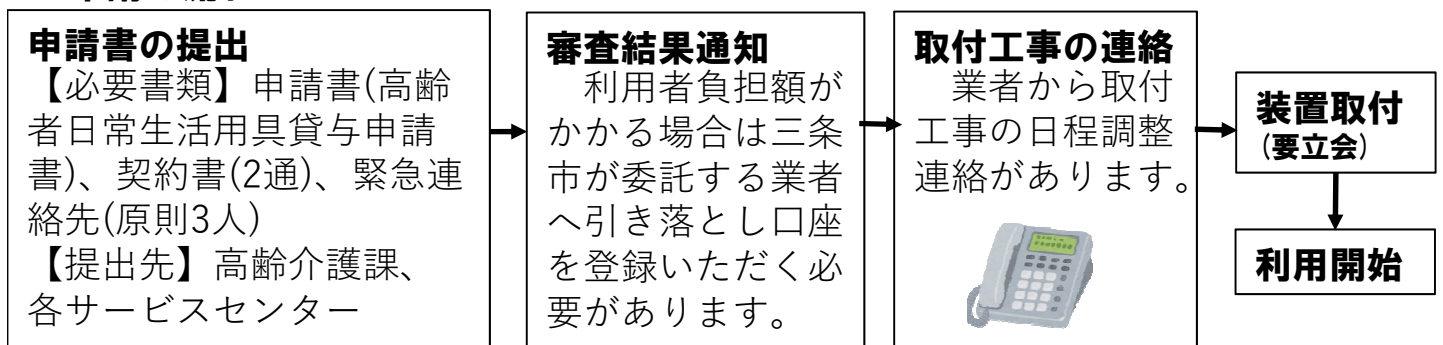
裏面も御覧
ください

3 利用料金

世帯課税状況	利用者負担額/月
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯で前年合計所得金額が80万円未満	500円
市民税課税世帯で前年合計所得金額が80万円以上125万円未満	1,000円
市民税課税世帯で前年合計所得金額が125万円以上	1,500円

- * 毎年6月に課税状況を調査し、その年の7月分～翌年6月分までの利用者負担額を決定します。
- * 利用者負担額のある方は、市が委託する業者に口座振替でお支払いいただきます。
- * 取付・撤去工事で利用者の料金負担はありません。

4 申請の流れ



5 緊急連絡先の主な役割について

緊急連絡先とは、利用者の緊急時にコールセンターから状況をお知らせする方で、親族や近所の方など、優先順に原則3人の登録をお願いしています。

緊急連絡先が3件なければ緊急通報装置の利用ができないということではありませんが、利用者の緊急時、主に次の役割を担う方が必要です。

- (1) 利用者の異常が感知された場合にコールセンターを通じ連絡を受けること。
- (2) 利用者の異常が感知され、本人に連絡がつかない場合、利用者宅を訪問し様子を確認すること。本人が動けない等の状況により家の開錠をすること。
(緊急連絡先として鍵を預かる方が近くにいない場合、合鍵保管場所・入室可能な入口等を緊急連絡先の方に伝えておくことや、消防が鍵を壊して入室することなどで対応することになります。)

